

兵庫県公報

平成24年5月1日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 規 則 | ページ |
|--------------------------|-----|
| ○ 運輸事業振興助成補助金交付規則（交通政策課） | 1 |

公布された法令のあらまし

●運輸事業振興助成補助金交付規則（規則第30号）

県民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、特定運輸事業に要する経費に県が補助することとし、当該補助に関する手続について必要な事項を定めることとした。

規 則

運輸事業振興助成補助金交付規則をここに公布する。

平成24年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第30号

運輸事業振興助成補助金交付規則

（目的）

第1条 この規則は、特定運輸事業に要する経費に県が補助することにより、県民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「特定運輸事業」とは、運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）第1号に規定する特定運輸事業をいう。

2 この規則において「運輸事業者団体等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 特定運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人であって県の区域を単位とするもの（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）

(2) 特定運輸事業を営む県内の地方公共団体

（補助）

第3条 県は、予算の範囲内において、運輸事業者団体等に対し、当該運輸事業者団体等が行う別表に掲げる事業に要する経費について、その全部又は一部を補助するものとする。

（補助の比率）

第4条 前条の規定による県が行う補助の比率は、別表に掲げる事業に要する経費の10分の10以内とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書のほか、事業計画書その他必要な書類の提出を求めることができる。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書の提出を受けた場合において、書類の審査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定を行い、その旨を当該決定に係る者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による決定をするときは、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書に、補助事業に係る収入及び支出を記載した資料を添付して、提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定により報告書が提出された場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第10条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、運輸事業振興助成補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第12条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 第6条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 補助金をその目的以外の目的に使用したとき。
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(延滞金の納付)

第13条 補助対象者は、前条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、指定された納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。ただし、当該指定された納付期限までに納付しなかったことについて、知事がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助対象者は、補助事業に係る収支に関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするために必要な書類を整理し、これを当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けた補助対象者は、当該補助金に係る補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で知事が別に定めるものについては、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

- 1 特定運輸事業を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業
- 2 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業
- 3 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。）の防止その他の環境の保全に関する事業
- 4 特定運輸事業の適正化に関する事業
- 5 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
- 6 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業
- 7 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。）
- 8 1から7までに掲げる事業を行う一般社団法人に対し、当該事業に要する資金の出えんを行う事業